

平成21年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成21年9月11日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算

- 議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算  
議案第40号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）  
議案第41号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）  
議案第42号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算）  
議案第43号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）  
議案第44号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）  
議案第45号 決算認定について  
（平成20年度勝浦市水道事業会計決算）

第2 請願・陳情の委員会付託

請願第3号 細菌性髄膜炎を予防するワクチンの早期定期予防接種化に関する意見書提出を求める請願

陳情第1号 現行保育制度に基づく保育施策の拡充に関する意見書提出を求める陳情

第3 休会の件

---

開 議

平成21年9月11日（金） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第35号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第36号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算、議案第37号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第38号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第39号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題いたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 私は、まず議案第36号、ページ数で31ページです。がん検診業務委託料について若干聞かせていただきたいと思います。それと、今回の予算の中で地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業のデジタルテレビの購入について若干質問いたします。

まず、このがん検診であります。今回の議会で採決されますと、いつからやるのか。その準備はできているのか。要は、がん検診台帳なんかも作成済みなのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それと、この事業は平成21年度限りの事業だと思っておりますが、平成21年度、今年度の3月で終わってしまうわけですが、その点についても、なるべく早くやらなくちゃいけないし、にかかわらず、この対象人数というのはかなり明細に出ておりますが、3月まで、6カ月しかありませんが、果たしてできるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

それと、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の地上デジタルテレビの設置の事業であります。これはエコポイント制度というのがありますが、これを利用するんだらうなと思っておりますが、その点についても、そのエコポイントの利用はどうか、それもお聞きしたいと思います。まず、この2点をお願いいたします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） ただいまの質問の中の女性特有のがん検診の推進の関係でございますけれども、これにつきましては、今年度から行う事業でございます。事業の内容につきましては女性の場合の頸がんの関係ですが、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳という形で5年刻みで行うという形になっております。また、女性の乳がんの検診につきましても、40歳から45歳、50歳、55歳、60歳という形で検診を行うという形でございます。

勝浦市の場合につきましては、この検診につきましても、乳がん、また頸がんにつきましては、住民の健康診断のときに実際行っている方もおるわけでございます。

この基準日につきましては、6月30日が基準日になっておまして、ただいま検診手帳、無料クーポン券、受診内容案内等の印刷等を県及び各市町村と連携をとりまして印刷業務をしておるところでございます。

また、平成21年以後につきましての検診につきまして、どのようなことなのかということでございますが、今のところ、国、県の動向を見、また財政担当と調節をしながら、次年度につきましては考えていくことになっておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を使用して公共施設関係に地上デジタルテレビを購入する関係につきまして、エコポイントが対象になるかのご質問でございますが、これにつきましては別途、地方自治体の地上デジタル放送対応テレビを購入する際につきましては、国の予算措置、さきの交付金の関係ですが、国の補助金等の利用の有無にかかわらず、対象とはならないというふうな通知が来ております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。女性特有のがん検診はわかりました。恐らく、平成22年度以降の事業は、普通、1年だけであれば、非常にしり切れトンボというか、全部には周知徹底もできないだろうなとも思いますので、今後、こちらから声を上げて、県、国のほうに要望していただきたいと思っております。

エコポイントはわかりました。

1点、聞き忘れたのがありますので、質問させていただきます。議案第36号の29ページ、緊急雇用創出事業の中で、保育所の園庭整地並びに部分的芝生化を図る云々と出てまして、2カ年の事業ということで、7保育所のうちの4保育所が対象になっておりますが、私が聞いた話なんです、この中の中央、東、郁文、鶴原、その下のデジタル放送もそうなんです、郁文保育所が中央保育所のほうに移行するというような話も住民の方から聞いておりますが、その点、今の進行状況といいますか、そういう点もお聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 郁文保育所の統合ということだろうと思っておりますが、お答え申し上げます。現在の統合の推進状況と申しますか、これについては、市の実施計画に記載してありますように、小規模の保育所の統合に向けた環境を整えるというようなことから、この取り組みを行っております。取り組み時期については、昨年9月あたりから本格化しているということで、既に地域の保護者の方に対して2回、それと地域の区、該当するのが松部区、串浜区、この住民の方々に対して、松部区で3回、串浜区で2回、もちろんその中には保護者の方も参加されておりますので、大勢の皆さんに、この統合についての考え方を説明し、地域の住民の方々のご理解をいただくというところで、現在とまっているところでございますけれども、いずれにしろ、子供の数が非常に少なくなっている傾向があるという中で、子供にとっていい保育環境とはどういうことかということをご理解いただきながら、また一方では財源の問題も話しながら、これを今進めている途中でございます。

それと議員おっしゃいましたように、郁文保育所を中央保育所にとすることは、我々提示してございません。ただし、郁文保育所は統合するとすれば、中央、あるいは鶴原保育所、位置的にはそういうところで、どちらがいいのかというようなところも含めて、皆さんに十分ご検討いただきたいということで、現在、投げかけておる状況でございます。

十分なご説明ではないかもしれませんが、現在、皆さんのところにお話をしている状況でございます。以上です。

- 議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。
- 3番（根本 譲君） ありがとうございます。ということは、まだ決まってない。当然、決まってないから、この緊急雇用創出の園庭の整備事業も郁文には入れてあると。デジタルテレビも決まってないから、入れてあるんだという考え方でよろしいでしょうか。
- 議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。田原福祉課長。
- 福祉課長（田原 彰君） 議員おっしゃるように、そのとおりでございます。以上です。
- 議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。
- 8番（寺尾重雄君） ページ数は21ページ、土地売却に関する収入の件で、勝浦警察署移転に伴う市役所駐車場の件。それに伴うテニスコート、49ページの、これは関連と言えば関連の中の地権者に対する荒川地区の土地購入に関する件、これを含めて質問したい件と、41ページのみなど団地の外装塗装についてを質問いたします。

まず、この土地購入に関しまして、議員説明会で説明を受けている中では、平米単価2万6,000円ということで、勝浦市の鑑定結果と県のほうの鑑定結果の2万1,000円の食い違い、この辺の整合から、ここに計上されているのは2万1,000円という形で、実際、鑑定評価の違いの2万1,000円の県のほうの要望の土地売却という中で、ここへ掲載されてるんですけど、その辺の話し合いを、勝浦市としては2万6,000円という要望をしていたんですけど、ここで2万1,000円に落ち着いた経緯と、また、それで妥協されるこの売買代金についてをご説明願いたいと思います。

49ページの荒川の全部で6筆、坪数にして893坪、これに伴う路線価あるいは固定資産評価、これに関する鑑定の値段的なものをどうしたのか。ここには、学校用地として借りていたときの値段、それに伴う交渉の過程の中の借地権等の話があって、この辺の値段を決められたのか、坪単価に直しますと2万円近い、1万9,700円ぐらいの計算数値が出てくるんですけど、平米単価にして5,700円、その辺の数値というものが出てくるんですけど、まず評価、あるいは固定資産、路線価、借りていたときの値段、その辺をご説明願いたいと思います。

41ページのみなど団地なんですけど、これは漁業者のための団地ということで私たちも認識しています。ただ、梨の木団地が今、応募者が結構いて、入れない。空きがなかなか難しいと。ここに関して、私の知る範囲では、空いてるということを聞いております。空いてるのであれば、この辺、確かに縦割りの中で違うから使えないよと。ただ、今回の5億4,700万円の一つの中に、住宅の問題も地域活性事業の中に入ってますよね。そういう中で考えたときに、この辺の整合性というよりも、使えるものを使える方法はないのか、みなど団地に対して。漁業者の就労人口も年々減ってくる中で、梨の木団地は待機者が多いと。そういう活用方法を今後考えられないのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

- 議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。
- 教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。まず、荒川小学校の土地の購入に係る経緯と申しますか、そういうことですが、荒川小学校が閉校いたしまして、その土地につきましてどうするかということで、市のほうもいろいろ考えておったわけですが、いろんな利用方法があるということで、購入の方向で当初より考えておりました。テニスコート関係ということで出てきたわけですが、その辺のことも含めて買いたしようということで、地権者と協議をしてきたわけですが、

これにつきましては、値段のことですが、路線価格、一般的に路線価といいますが

も、この価格によって、こちらとしては購入したいということでもずっと交渉してまいりました。ただ、借地権ということでありまして、借地権のことも説明いたしまして、借地権があるということも先方には納得していただいております。

そういうことで、面積掛ける借地権の価格、ただ、1カ所、校門付近のところでございますが、これにつきましては借地権がつかないということでもございますので、これにつきましては借地権なしの値段ということで交渉してまいりまして、そういうことで、東光寺さんの所有地につきましては、そういうことで借地権のあるところ、借地権のないところということで分けて、佐藤さんにつきましては、借地権があるということ、現在、交渉しております。

その賃貸料につきましては、1平米200円ということでもございまして、佐藤さんにつきましては年間9万7,700円、東光寺さんにつきましては46万9,600円ということでお払いしております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、土地購入予定価格でございますが、固定資産税標準値価格をもとにしまして、実勢価格、要するに買い上げの基準となる価格につきましては、おおむねその70%が固定資産税標準値価格であるということから、固定資産税標準値価格を5,700円としまして、これを70%で除した価格7,857円を基準といたしまして交渉しております。先ほど教育課長が申し上げましたとおり、借地権がございまして、この価格に借地権分については25%を控除した価格ということで単価を見込んでおります。その結果、両者の購入価格等を算定しております。

ちなみに、単価7,857円に借地権を引いたもの、75%になりますと、5,892円75銭ということに単価としてはなります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、私のほうから浜勝浦みなと団地の件でお答えを申し上げます。議員のご質問で漁業者以外の方も入居対象にしたかどうかというようなご質問だと思いますけれども、この団地につきましては、昭和44年に勝浦漁業協同組合の要望を受けまして、市が国、県の補助金を受けて建設したものでございます。当時は、漁業者を対象ということで漁民住宅という名称を使っておりましたけれども、現在まで漁業に従事する方を入居対象としてまいりました。ただ、確かに議員ご指摘のとおり、現在、2棟で32部屋ですが、そのうち7部屋が空き室となっております。議員ご指摘のとおり、市営住宅梨の木団地等の待機者もおるといいますので、現在のみなと団地の有効活用も図る必要があると、たしかに思います。

ただ、この住宅につきましては、建設当時、勝浦漁業協同組合からも寄附金をいただいているようですので、また、土地自体が勝浦漁業協同組合の土地になっておりますので、漁業者以外の入居につきましては、今後、勝浦漁業協同組合とも十分協議、検討したいと考えています。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の第二庭球場及び庁舎駐車場等の一部の土地の売り払いにつきましては、補正予算のほうに6,258万円計上させていただいております。その単価についてのご質問ということでございますけれども、直近では平成19年12月5日に議員全員説明会を開いていただきましてご説明をしたところでもございますけれども、県で依頼をいたしまし

た不動産鑑定士の簡易鑑定によりますと、その当時、1万5,000円から1万6,000円程度であろうということが県警側から示されておりました。その後、正式な鑑定によりますと、1万7,100円という数字が出てまいりました。一方、市のほうで固定資産税の評価をお願いをしております不動産鑑定士をお願いをいたしましたところ、評価額は2万3,000円という数字が示されたということでございます。額に余りに乖離があるということで、その後、価格協議については平行線をたどってまいりました。その後、県警より第三者機関、第三者のところに改めて鑑定を依頼をし、その金額で示されたものが、今回計上いたしました平米当たり2万1,000円という単価でございます。

不動産鑑定も土地の一つの目安とっております。またもう一つ、ほかの目安として路線価というものがございますが、市役所分館前の道路が本年度の路線価1万5,300円でございます。この路線価については実勢価格のおおむね7割というふうに言われておりますので、割り返しますと、実勢価格でも2万1,857円程度、ほぼ2万1,000円程度ということでございますので、適正な価格と認めて、今回、売払収入としてさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） みなと団地の件は、一応、漁業組合とその辺で、勝浦市のためにも、当然、補助金等、県営漁港である勝浦港であるんでしょうけど、その辺でも協力できる、勝浦市の財政、あるいは住宅事情から考えても、協力できるものを協力していただけるということで方向性をつかんでいっていただきたいなと思います。

今の勝浦市の警察署の土地、当時から第三者機関に頼んだら、その辺で、またいろいろ前後してくる話あるんですけど、実際、それだったら、固定資産評価の鑑定基準が、勝浦全体の住民には税は高く、警察に売るときには第三者機関を通したり、矛盾があるんじゃないかと。一貫性がないんじゃないかと。一般住民は、鑑定評価された中で税金を払い、固定資産を払い、勝浦市が警察に売るときには、何回もその辺の鑑定をするというものであるんじゃないか、市民に対する話としては、私は違うような気がする。一貫性の中の話じゃないんじゃないかと思うわけですね。

先ほど荒川小学校の路線価の問題、路線価で7,857円、その中の75%の借地権の中での売買だと。今言ってる話と、また違うわけですよ。こちらを売るときには、その7掛けだと言って、警察には売る。買うときには路線価の7掛けじゃなく、全くそのものを基準に置いて買い入れると。整合性がとれないという話なんです。一本の筋道の中で整合性をとってもらわないと納得できないんじゃないかという話なんですけど、その辺でどうご説明願えるか。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 先ほどの土地の価格でございますけれども、しっかりした不動産鑑定士から示された金額が単価的に2万1,000円だったということで、あくまでもそういうことでご理解をいただきたいと思います。

また、路線価の部分につきましては、路線によって実勢価格の7割あるいは6割とか地区によって違いますので、その辺、一律とならないと。たまたま、この市役所分館前の市道ですと、実勢価格の7割が路線価というふうに決められておりますので、7割で割り返すというと、大体実勢価格が出るということでございます。路線価が1万5,300円、7割で割り返すと2万1,857円、ほぼ2万1,000円台であるということで、2つの目安からいっても適当な価格であろうということ決定をしたものでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 今の財政課長の説明はわかりました。そうしますと、荒川の6筆、この問題に関しては、路線価の計算の借地権の中の割り返しでしか単価を決めてないわけですよ。最初の質問でも言ったように、鑑定評価はどうなっているんだと。路線価は、私の質問の中で聞いて、その回答を得ました。その辺の整合性が見えないでしょうという話を私も言ってるんですけどね。その辺の説明がつけば納得する話であるんですけど、ましてや勝浦市は固定資産税を掛けるに当たって、鑑定評価を、高い2,000万円、3,000万円の鑑定評価を払って、固定資産税を掛けてるわけですよ。それが実際、一つの方向性で見える話でなければいけないでしょうと言ってる話ですね。それについて、再度ご説明願いたいと。荒川の固定資産の借地権の75%は、その基準ベースになるものの、今、藤江財政課長は実勢価格の7割の問題で取り上げているわけですよ。それはそれとしてわかりました。では、荒川のほうはどうなんだと。その辺の話ですね。よろしく願います。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答えします。路線価ということでありまして、先ほど申し上げました固定資産税標準値価格、いわゆるこれが路線価でございます。この価格が5,500円ということでありまして、先ほどの市役所もおおむね実勢価格はこの路線価7割ということですので、実勢価格は5,500円を0.7、7割で除した7,857円が実勢価格ということで、同様の扱いで処理しております。この実勢価格に基づいた、先ほど借地権割合は75対25ということでご説明申し上げたとおりでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 今回、9月補正、5億円先の大型補正ということで何点かお聞きしたいことがあるんですけど、私にとって一番身近なところから何点かお聞きいたします。

まず、浜勝浦川の浚渫工事、ページにしますと39ページ、河川浚渫工事費700万円、これは140立方メートルということなんですけど、エリアはどこからどの辺までを浚渫するのか、まず、この辺、お聞きいたします。

次に、前段者からも出ましたけど、みなと団地の外壁工事についてお聞きしたいんですが。当初予算で1棟計上して、今回、2度目の補正ということで、本年度中に2棟外壁修繕、塗りかえを行うというふうに理解しているんですが、住人に聞きますと、雨漏りも結構ひどいんだよという声も聞くんですけど、この辺の修繕に対して、この外壁塗りかえに関しまして、その辺の考慮も入っているのかというのを、まずお聞きしたい、これが1点。

それと、私、かねがね思っていたんですけど、今回、塗りかえに当たって、川沿いの1号棟のほうなんですけど、その側面の上部に当たるんですけど、市民会館のほうから歩いてきますと、一番目立つ空間なんです。その辺をうまく活用することができないかなと。今、あそこの浜勝浦橋は朝市に来る観光客にとって、前にもお話ししましたが、第二の玄関口と呼んでも過言ではない場所に当たるんじゃないかなと感じてるんですけど、その側面の上の空間、そこをせっかくこの外壁工事で足場をかけるんで、あそこに文字なり、絵なりを掲載できれば、勝浦のPRに対応できるようなスペースになるんじゃないのかなと考えます。何か工夫してほしいなというふうな考えがあるんですけど、あくまでも補助事業ですから、その辺の兼ね合いもあると思いますので、その点についてお聞かせください。

前段者から出ました、私もその辺、お伺いしたいなと思ったんですけど、32部屋のうち7部屋

余ってますよ。漁業従事者、今のしぼりがある中で、公営住宅に入れてほしいなという人も多いのは承知しています。まず、その辺、今後の検討課題にしますよという今の質問なんですけど、あわせて、昭和45年の入居、40年近くたつ、これもひとつの老朽施設に入ってきてるわけですね、みなと団地が。将来は、また新たに建てかえるというような形も必要ですし、現状のままでいきますと、漁業従事者が減ってくれば、当然、32部屋必要ない。今、7部屋空いてるんですから。極端に言うと、一つの棟で用が足りちゃう場合には、一つに詰めてもらって、勝浦の一番課題とされている駐車場がないという中で、川沿いの一つを、将来的な話ですけど、つぶして、そこを大型バスが入れるような駐車場にも活用するような考え方もできると思うんですね。ですから、条例改正も含めて、新たに漁業従事者の枠を撤廃して、新たに入れるというのも一つの方法でしょうし、また、私が今申したようなものも一つの考え方だと思うんで、中長期的にわたっての考え方で考えてほしいなと思うんです。もちろん、組合との話し合いも当然に必要であるということも承知していますので、その辺についてご意見いただきなと思います。

それと全体にわたって、今回、地デジテレビについてお聞かせ願いたいんですけど、まず、どのような購入方法を考えているのかということをお聞きしたいんです。というのは、私、一貫して、できれば、こういう景気の状態ですので、地域の電気屋になるべく満遍なく振り分けることができたらというふうに考えるんですけど、それを終始一貫、私、言っているつもりでいるんですが、今回、この地デジテレビ、添付資料を拾ってみますと、全部で146台、金額にして1,424万7,000円という大きな金額なんですね。これをどういう購入方法で今のところ考えているのかというのを、まずはお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） それでは、私のほうからは浜勝浦川河川浚渫事業についてお答えさせていただきます。この浜勝浦川につきましては、かねてからにおいの問題等がずっと言われてまして、今、議員ご指摘のとおり、今年度になって川から発生するヘドロについて除去しようということになりました。これは6月議会の一般質問でもありましたし、その際にお答えをさせていただいておりますが、浜田屋旅館の前から浜勝浦川橋、その下の川島橋、そして出水川との交差する場所あたりまでの、総計約140立米、当初、200立米ぐらいで計算していたんですが、改めて調査しましたところ、約140立米程度のヘドロをとれば、ある程度、とれるんじゃないかということになりまして、ヘドロをとった後の川底の砂利、岩とかは、その際に整地して流れをよくしようという事業でございまして、今回、川島橋付近までやっていくと。ただ、ヘドロの量で計算しておりますので、若干、上のほうで多くなれば短くなる可能性もございまして。ということで、一応、140立米の範囲内でやっていくというふうに思っています。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、私のほうからみなと団地の関係についてお答え申し上げます。まず1点目の団地の雨漏りの関係でございまして、これにつきましては平成19年度、20年度で屋上の防水改修工事を実施いたしました。そして、今年と来年、2カ年に分けて1棟ずつ外壁改修工事を予定しておりましたけども、地域住宅交付金、これは国が工事費の45%をこの交付金に充てられるという事業でございまして、これに該当するという情報がありましたので、これを活用して、今年、単年度でやりますけども、この工事の中でも窓枠のコーキングとか、あるいは全体的な塗装を行いますので、これによって雨漏りが改修されるものと考えております。

2点目の1号棟の側面の空間の活用ということですが、確かに議員おっしゃるとおり、市民会館側から見ますと、看板等をつくるには非常にいい空間、スペースとは思いますが、今回の工事につきましては、先ほど申しあげました国の交付金事業を使いますので、当然、会計検査の対象にもなります。そういったしますと、計画そのものがあくまでも通常の改修工事、吹きつけも延命をするための交付金ですので、通常の工事ですから、絵を描くとか、あるいは看板を書くとか、そういった計画は含まれておりませんので、仮に描くとしても、あるいは看板を掲げるとしても、この工事が終わった後になるというふうになります。

したがって、確かに場所的にはいい場所ですので、どういうものをつくるか、あるいは、先ほど言いましたように、底地が勝浦漁業協同組合の土地でもありますし、組合、あるいは観光協会等の関係機関とも今後の活用について調査、研究してみたいと考えております。

次に、団地の将来的な活用といいますか、将来どう考えているかということですが、確かに老朽化は進んでおります。昨年、今年と工事をいたしますけれども、一応、市としては、これからも引き続き団地として活用するために、去年、今年と費用かけて改修するわけですので、当面は現状のまま市営住宅として活用する予定です。ただ、40年を経過しておりますので、当然、老朽化もしておりますから、次期総合計画の中で今後の将来像について検討をしていきたいと、現段階では担当課としては考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の経済危機対策臨時交付金の関係で地デジ対応テレビについては、市の公共施設については全箇所、小中学校については一部国庫補助をもらいながら、この交付金を使って整備をすると、更新をしていくというような形になっております。

今回の経済危機対策交付金の運用、活用にあたっては、国から1つ注文がついております。それは、この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請するというふうに一文盛り込まれております。通常の国庫補助事業であれば、原則的には入札になりますけれども、このような国の要請を踏まえまして、一定の競争性は担保しながら購入をしたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁、いろいろありがとうございます。まず、浜勝浦川から行きます。浜田屋旅館前、ほんの少しの場所ですけど、七、八年前に一度浚渫していただきました。それからもう七、八年たつわけですから、今回、浚渫していただけるということは非常にありがたいことなんですけど、当然、あそこの場所は、もちろん課長ご存じのとおり、干潮満潮があります。干潮を見計らったの工事になるんですけど、浚渫しますと、どうしても二、三日、においが落ち着くまで結構においが出るんですね。今、朝市、特に土日、お客さんが多いので、できれば、干潮を見計らった時期、月曜日、火曜日に工事を行ってほしいなというふうに要望しておきます。お願いいたします。

次に、みなと団地です。確かに平成19年度、20年度に雨漏り修繕ということなんですけど、老朽化してきて、ああいう建物だと雨漏りというのはなかなか解消できないというのも承知してまします。最近なんです、この話聞いたのも。雨漏りがひどくてというんで、その方がおっしゃるには、外壁のひび割れあたりから入ってくるのかなというようなこととおっしゃったので、今度、外壁の改修工事があるんで、多少違うかもわかりませんよというようなお話はしたんですけど、その

辺も解消するにはちょっと厳しいとは私も承知してるんですけど、その辺も業者をお願いして、なるべく雨漏りのほうも点検してもらえようなら、交付金事業ですから難しいかもわかりませんが、その辺に努めてもらいたい。

工期の問題ですけど、ぜひひな祭りまでに、当然、平成21年度事業で終わりにさせるんですけど、3月にまたがらず、ひな祭りまでに終わりにしてもらいように計画を組んでいただきたいというふうに要望しておきます。

別に、こちらから何の色がということは言いませんけど、あそこは先ほども言ったように、今、勝浦で第二の玄関口になっていますので、カラーリング、どんな色を使うのかなというの、ひとつ十分考慮して、周りにマッチするような色合いを選んでほしいなというふうに要望しておきます。

将来展望、今度の総合計画にというお話ですけど、あそこはとにかく、組合の土地とはいえ、市の観光に関しても何にしましても一番の中心地に当たるわけですので、その辺の将来展望、ひとつよろしくお願いします。

ということで、浜勝浦川からみなと団地につきましては、ご答弁、結構です。

地デジテレビなんですけど、今回は今までと違って地域を重視してという要綱で行いたいということなんですけど、常々思うんですけど、前はエアコンでお話ししました。今度も地デジです。電化製品というのは、もちろんご承知のとおり、非常に価格というのが難しいわけですね。メーカー品、またメーカーを下げれば、同じ何インチのテレビですよといっても、価格が違ってきちゃけうわけですよ。この補正見ますと、6万6,000円のテレビ、7万7,000円のテレビ、いろんな価格が出てますけど、何を基準にこの価格出してるのかなというふうに疑問にも感じるんですけど、その辺で地域の電気屋に回していただければ、競争論理はこれはしようがないと思うんですけど、例えば146台あるのであれば、何軒電気屋があるのかわかりませんが、一番安く入札した電気屋は何十台ですよ、2番目の入札者は何台ですよって、そういう割り振り方もあるのではないかと。全部が全部均等に行くということは難しいことですので、そういうやり方もあるんじゃないかなと。財政課長、契約関係の担当なんだろうから、その辺を振り分けられるのであれば、こういう状況なもので、各電気店に満遍なく振り分けられるような配慮をぜひお願いしたい。

もう一点お聞きしたいんですけど、ロビーにあるあの大型テレビ、あれはどうなってるんでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。2回目。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、先ほど申し上げましたとおり、地域の中小企業の受注機会に最大限配慮するようというふうな国からの要請もございますので、今回については弾力的に運用したいというふうに思っております。ただ、アンテナとかチューナーとか、いろいろな工事も今回、工事費なんかも入っておりますので、関係各課とその発注方法については十分協議をした上で対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） 地デジテレビの設置関係につきまして、今回、公共施設で52台を計画しております。その中のご質問の庁舎関係のロビーにある大型テレビのご質問でございますが、庁舎関係につきましては、本庁舎分といたしまして計画としましては9台を計画しております。ロ

ビーの大型テレビにつきましては、今後の利活用等、精査をしていきたいと考えまして、今回の計画には入れてございません。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 議案第36号、一般会計補正予算について、2点ほどお伺いします。1点目は、今回の補正予算の中には国の本年度の第1次補正予算関連の各種事業が計上されてるわけですが、連日、新聞報道等されてるように、民主党政権になった暁には、現在の既定予算でも厳しく見直すというような方針を打ち出しているということでございますが、この辺について、当然、こういった今回、各地方で補正予算化している内容については大きな影響を受けると思うんですが、その辺について、本市ではどのように対応するのか、それをお伺いしたいと思います。

もう一点は、勝浦警察署の移転用地関連ですけれども、この売払収入、また代替え地の購入代金、その単価については、先ほど前段者の質問に対する回答をいただきましたので、わかりました。ただ、1点だけ、第二庭球場の移設用地の購入費の役務費の中に、土地収用法事業認定申請手数料というものが計上されてますけれども、これについての理由をお聞かせいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。今回、国の当初予算、あるいは第1次補正予算についても、最近の新聞報道を見ますと、執行を停止するかのような報道がされております。私ども、その辺は大変気にかけてはおるところでございますけれども、また、事実、今回の補正予算にも国庫補助金としてもろもろありますけれども、3億3,900万円ほど計上してございます。

この辺のめどなんですけれども、これまで県から一定の通知、あるいはヒアリングを受けたものでございます。また、こういう選挙後の情勢も踏まえて、県のほうにいろいろ照会をいたしまして、これは十分確保できるだろうということで、今回、国庫補助金について計上いたしました。

また、交付金を受けて、中には県の基金をつくって、基金の中から事業費を捻出しているものもございまして、いずれにしましても、そういうものについては県のほうにも十分照会をして、確保できるという見込みのもとで計上したものでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答えいたします。第二庭球場の建設に当たりましては、これまで借地でありました用地につきまして、土地買収を行うわけでございまして、当然、売却者には土地の一時所得ということで税が課せられるわけですが、収用事業の認定を受けることによって、これが免除されるということで、市は県の収用委員会に対しまして、予定している用地に係る収用事業の認定申請を申請するわけでございまして、この申請書に係る県証紙代15万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 午前11時15分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） まず、第1点目の補正予算関連ですけれども、先ほどのご答弁では県のお墨

つきといったものをいただいたから対応したということですがけれども、これはあくまで県の見解であって、新聞とかテレビなんかの報道によると、民主党、かなり強硬な考え方を持っています。交付決定をしたものであっても、実際に現金が行き渡るまでは、それは見直しの対象だというふうなことまで言うておるようです。そういうことも心配されますので、私の言いたいのは、そういうものがはっきりしないうちに事業に手をつけちゃって、最終的にそれを返還しなければいけないというふうなことになったら、また、大変なことになるんで、この辺は慎重に対応していただきたいということでございます。

2点目の勝浦警察署の移転用地関連ですけれども、これは市長に伺いたいと思います。先日の全員説明会で今までの経緯をお話しいただいて、伺ったわけですけれども、その用地の処分交渉の中で県警の担当者の口から、勝浦市で用地が取得できなければ市外へ施設を移す、そういうことを言われた。半ばおどかしとも受け取れる、そういう発言があった。そういうこともあって、受け入れざるを得なかったというお話を伺ったところですがけれども、これは大げさに言えば、勝浦市に対する自治権の侵害ではないかというふうに考えざるを得ないと思うんですね。更地で遊んでいる土地、遊休土地ならまだしも、現に公用地、あるいは公共用地として使用している土地を、それを壊してまで提供するなんてことは常識では考えられないですよ。何でそんなことをしなければいけないのか。そういうことを含めて、将来、藤平市政にとって本件の処理が最大の失政であったというようなことにならないように、この際、すべてこの件を白紙に戻して再検討すべきと思うんですが、その辺のお考えはどうか、市長にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 昨日もお答えしましたけれども、おどしのような文句に従ったのか、そういうことでありますけれども、その背後に警察権力をにわせるような言動は慎んでもらいたい。市においては、市民の安全、財産の安全、生命の安全、そして防犯というようなことを考えれば、現段階においては、この場所でやむを得ないという判断をしたのであって、仮に現在の千葉県の中の市においても、前にもお話ししましたがけれども、袖ヶ浦市には警察署がない。何度、市から要望しても、なかなかかなわない。

そうしましたところ、今回の市町村長と知事の懇談会の中で、八街市においても警察署がない。それも過去に何度も要請しても実現がないので、八街の市長がマンモス交番を設置してくれと、こういう願いも出てるわけですね。そういうことから考えて、現在ある勝浦市において、市民の安全、防犯対策を長い間、勝浦町から続いている警察署をこの地からなくすということは、私にとってはできない。そして、最終的にそういう決定をさせていただいた、こういうことでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、補正予算の中の国庫補助、これは確かに県の決定であるから、国の決定が変われば、すべて返還の可能性があると。この可能性も確かに否定できないところはございます。ただ、全国的に各市町村、あるいは都道府県も含めて、全部一斉にこの予算に関連して動いておるところでございます。そういう中で、全国の自治体の予算とか運営に大混乱を起こすような可能性は、まだ政権も発足してない、施策についても、新聞報道では一部漏れておりますけれども、個々の具体的なものは全く見えない中で、確定的なことは申し上げられませんけれども、その可能性は低いのではないかという判断のもとに、今回、補正予算

として上げたという背景もあります。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 最後に、勝浦警察署関連の件ですけれども、現に私も一般市民の方から、何であの市役所の庁舎の入り口、ああいうところに警察署を建てさせるんだ。そういう声があちこちで聞こえてきます。そういう意味で、一般質問でもありましたけれども、一般市民のそういう声、そういったものを十分に聞いたのかどうか。その上でやむを得ないということならばしょうがないのでしょうか。私は、まだ白紙に戻して再検討する余地はある、今ならまだできるんじゃないかと思うんですね。そこで、本当に最後の最後ですけれども、市長の決意、お答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 忍足議員の耳にはそういうご意見も入ったと。私の耳には決まってよかったという意見も入っている。そこで、私は現在の警察の建物が非常に手狭になっている。しかも、従来から市民の交通法規の講習の場も警察署内でできなくなっている。ほかの建物を借りて、現在行っている。そういうような中で、警察自体が非常に機能的に苦しい立場にある。それを考えれば、私たちは、昨日来申し上げているように、苦渋の選択であるけれども、私はこの道を選ぶと、そう思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 質問させていただきますけれども、身近な自分の地域のことで大変申しわけないなと思っております。まず、警察署用地の関連のことでお聞きしたいんですが、関連質問ということで、こじつけで大変申しわけないなと思っております。まず、警察署の移転工事が平成22年度から実施されますけれども、この絵を見ますと、テニスコートのところに本体が建って、新坂沢倉線沿いのところにずうっと、多分、物置とか、車庫とか、そういうようなものができるんじゃないかなと思うところがございます。そうなりますと、非常に見通しが悪くなるのは目に見えておりますけれども、そこまで待てなくて、今現在、あそこはヘアピンカーブに近くて、非常に危険な場所であることは承知であると思っております。皆様方も。まして、市役所の真ん中の道路からオートバイが出入りしたりして、非常に見通しも悪くて危険でございます。そこに交通の看板が一つも出てないです。市役所入り口という看板があって、あと直角にこういうふうに曲がっている道路標識があるだけで、そのほかについてはないもので、できれば、あの辺にひとつヘアピン注意とか、何かの方法で危険を避けていただければなというふうに思っております。

また、その関連で、今度、テニスコートが元荒川小学校の敷地に設置されます。それに対しまして、この広告料2万6,000円、これはこの間の議員の説明会で伺いましたところ、北区等の地域の人たちに説明をする予算だということでございますけれども、あのテニスコートの荒川地域は、どういう説明をするものか。ただ考えると、夜照明がつくからとか、そういうことだと思うんですけれども、さほど説明する必要ないんじゃないかなと思います。というのは、逆にこちらに勝浦警察署が建つことに対して、この地元の沢倉、あるいは出水地区の人たちにいろいろ説明をしておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思うところでもあります。

警察が来て、我々の生命、財産が守られるということもでございますけれども、多少のリスクもあるんじゃないかなというふうに思うところがございます。例えば、サイレンだの、あるいは留置場ができてちょっと不安だとか、そういったのもあるようですので、できれば、地元に対して

説明をしていただければなというふうに思うところでございます。

もう一つは、母子寮を解体するというのがこの補正に出ておりますけれども、この母子寮を解体した後、どのような形でこの用地を使っていくものなのか、ご説明願いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。警察用地としての土地売り払いに関しまして、庁舎用地の一部を売り払うわけでございますが、将来の庁舎周辺における利用者の安全を図るために、売却予定地の市道側につきましては、歩行者空間を確保するため、約1メートル50センチ程度の空間を確保していただきたいと、このような申し出を現在行っております。

また、警察署の建てかえスケジュールによりますと、具体的に設計を行っていくのは平成22年度と伺っております。この設計の中におきまして、建物の配置も含め、具体的な土地利用の計画づくりが行われると考えております。この中におきまして、庁舎並びに周辺の歩行者を含めました安全性の確保はもとより、市役所利用に支障を来さないような内容になるよう、警察のほうへ協議をし、申し出をしてまいりたいというふうに考えます。

また、周辺の道路関係につきましても、今後、急カーブの部分につきましては、庁舎用地との関連もございまして、見通し等の配慮も含めまして、また、交通安全施設等も関係課と協議を行いながら対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、収用に係る地元説明会の関係でございますが、今回、収用事業ということで認定していただくにあたりまして、収用法の第15条の14に利害関係者に対して事業の説明をしなければならないという法の上の規定がございますので、実施するわけでございます。おおむね事業としては、土地買収関係については合意が整っているようでございますので、事業について詳細な説明を一度させていただきたいと。新たに発生する問題としては、夜間の利用等の問題がありますけれども、そういったことを含めて、地元説明会をする考えでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） お答えいたします。母子寮解体後の跡地利用ということについてでありますけれども、現在のところ、跡地利用については考えてはおりませんけれども、ということは、要するに、取り壊しに当たって内部におさめてあります資材、機材等のこともありましたので、その辺につきましては、今後、庁内の市有地活用検討委員会等で検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 今回の勝浦警察署の移転に伴う地域への説明の件でございますけれども、あくまでもこれは設置は県警でございますけれども、市のほうも大いに関係がございますので、今後の進捗状況を見て、市のほうもあわせて説明会を行うよう、県警のほうにも申し入れていきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） ありがとうございます。まず、今、副市長からご答弁がありましたことは、ぜひひとつ、そういうふうな形でお願いをしたいと思います。

カーブの件なんです、平成22年度に警察にやってもらおうというんじゃないで、現在危ないから何らかの手を打ってほしいというふうに言ったつもりなんです、一つ例を申し上げますと、7月ごろだったですか、私の身近な人なんです、武道大学のほうから来まして、あのカーブに来たところ、下から武道大学の生徒が来まして、カーブを曲がり切れなくて、そこへ倒れたまま車にぶつかりまして、車は前が大破した。オートバイはもちろん大破し、本人は足の骨が出るほど擦りむいて、救急車で鴨川の病院へ行って、やっこの間、1カ月以上たって退院しましたけど、そういうふうにあそこは非常に危ないところなんです。ですから、関連質問で申しわけないんですけども、早目に手を打っていただいて、例えば、あそこをスピード出ないようにするには、道路に凹凸をつけてがたがたがたといくとか、何とかやってもらいたいです。

今、見ますと、ススキやなんかがいっぱい生えていて、申しわけないんですけども、見通しが悪くて危ないです。できれば、手があいたときに刈っていただければなというふうにも思っているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

母子寮の跡地の件なんです、今、課長のほうから答弁いただきましたけども、これは補助金とかいろんなことで難しいと言われるかもわかりませんが、あそこは沢倉七部という自治会でございます。市営住宅が80件、一般住宅が95件。だから、約200ぐらいの住宅があそこであるわけです。一般の区と比較しても大きいほうではないかなと思うんですけども、沢倉にも集会場がございますけれども、あの自治会のところに母子寮の跡に市営住宅の関連施設というような形でもいいんですが、集会場のような施設を設置していただければ、非常にありがたいと思っております。今、道も狭いし、何かやろうといってもなかなかできないのが現状なんです。ですから、その辺のところをもう一回、ご答弁をいただければなというふうに思ひます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。酒井環境防災課長。

○環境防災課長（酒井 明君） それでは、お答えいたします。市役所横のカーブの場所に看板設置ということでございますけども、その辺、交通規制の看板等々については警察署とも協議して検討してまいりたいと思ひます。

次に、跡地利用のことでございますけども、先ほど答弁いたしましたように、庁内で市有地活用検討委員会というものがございまして、その点を踏まえながら検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） ほかのほうまで答弁、ありがとうございました。今、ご答弁いただきましたけども、私が何でこうくどくど言うかという、また例なんです、せんだって市営住宅でお葬式がございました。今、大体いろんな会館とかお寺でやるのが多いんですけども、市営住宅というのは、いわゆる弱者と申しますか、低所得の方が優先的に今、入っておるといのが現状でございます。

そういった中で、せんだって、あそこは簡易耐火2階づくりと申しまして、下の部屋が台所があつて3畳ぐらい、上が3畳と4畳半ぐらいですかね。そういうふうな建物でございますけれども、そこで1階の台所のところに柩を置いて、当然、中にだれも入れませんから、表の庭にイスを置いてお葬式をやっておりました。皆さん、そういうところ見たことないと思うんですけども、現状はそういうふうなんです。ですから、何とかそういう施設をつくっていただいて、大きいものじゃなくてもいいんですけども、そういう備蓄倉庫と一緒に構いませんけれども、そうい

う方たちがお寺でやろう、会館でやろうといったって金がないんですよ。生活保護受けてる人たちとか、母子家庭の人たちとか、そういう人たちが優先的に入っていますので、何とかそういうふうなものを建てていただければ、地域住民、そしてまた先ほど説明したような人たちもそこを利用できるんじゃないかなというようなことを目の当たりにしましたから、お願いをしておるわけでございます。これはいろんな問題があると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。これは課長よりも副市長にひとつ、我々のこういった気持ちがわかっていると考えまして、プラスのないご答弁をお願いしたいと思います。以上。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 旧母子寮跡地の利用についてのことだと思いますけども、今、議員おっしゃるようなお話は、以前もそのようなお話を聞いたことはございます。いずれにいたしましても、この跡地の利用につきましては、先ほど来、担当課長のほうから答弁いたしてございますけれども、現在のところ、土地利用は決定いたしておりませんので、確かに、まさに市民の貴重な財産でございますので、今後の行政の水準等々を含めて、幅広く検討してまいるといふことしか現在、言えません。したがって、ご質問の施設につきましては、これはもちろん必要性はわかりますけれども、今ここでそれらについて検討するといふことは差し控えさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） さっき前々段者から出ていたのに重複するんですけど、この間の説明会で出された資料、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、資料3、次のページの資料4、これらが基本的には今回の補正予算にのってきていると思うんですが、そういう中で財源の問題ですね。先ほど答弁でいろいろ聞いていたんですけども、結局、今回の補正予算は、この前提になる財源が地域活性化・経済危機対策臨時交付金だとか、あるいは公共投資臨時交付金だとか、あるいは緊急雇用創出事業だとか、これが主な財源になつていくわけですから、そうすると、これが万一ないという場合になれば、今回の補正予算は空財源ですよ。そういう危険性が100%ないとは言えないという答弁です。それはそのとおりですよ。私も100%ないとは言えないと思うんですが、現時点では、わからないんだから。そうすると、全く不安定な財源の中で建てられた補正予算だといふふうに見ざるを得ないんで、こういうことはめったにないですね、今まで。ちゃんと財源が担保されている中で予算が組まれているわけです。

さっき財政課長は全国どこでももう既に使っちゃったり、手当てしちゃったりしているところがある中で、それがよもや引き上げられれば、確かに大混乱は起こりますよ。そういうことはあり得ないだろうという前提に立ってやっているんだと、それしか言えない。

そこで、それから一步踏み込んで、16日までは現政権が続いているわけだから、その現政権が、やれ首班指名でだれ入れるんだ、かれ入れるんだなんて、そんな全く国民不在のことをやっている暇があったら、次の政権を担う民主党と、あるいは連立組もうとしているあと2つの政党がありますけれども、それらと話し合つて、少なくとも、もう既に地方自治体で始まっている、しかも、こういうふうに関実に議会まで開いて、その予算が審議されている、そういうものについては、どういう政権であろうとも財源を担保してくれといふ、そういう話し合いでも、お互いの政党同士が、あるいは現政権ですよ。まだ、内閣総理大臣ですから、麻生太郎は。そうでしょう。そのぐらいはやっつてしかるべきだと。くだらないことばかりごじゃごじゃやってないで。

県に聞いたって、今、だめですよ。だれが幾ら弁償するんだって、ハチの巣つついたようになっていて、そんなどころじゃないでしょう。全く県民不在、あるいは国民不在のやり方が依然として続いているわけだから、そういうことを、勝浦市だけで言ったってごまめにもならない歯ざしりなんだけれども、みんなして、こぞって、こういうときこそ市長とか、議会の代表とか、どんだんそういう話を突き上げて担保するというぐらいのことをやってもらわにゃ困るわけですよ。その点、どう考えるのか、まず第1にお聞きしたい。

それでなきゃ無意味なんだ。財源がパアになっちゃったら、どうしようもないじゃないですか。それが一つ。

次に、そうは言っても、これは財源があるよという前提に立ってお聞きしますが、一般会計の21ページの繰越金については2,668万1,000円、前年度純繰越金と、こういうふうに計上されましたが、繰越金の合計は現時点でお幾ら持っているのかということですね。それが一つ。

次に、国保特別会計のこの53ページの歳入の繰越金ですが、180万7,000円を補正して合わせて5,600万円余りだけれども、現時点でこの繰越金の総額はどれほどか。

77ページ、介護保険、これについても3,346万3,000円の前年度繰越金の計上がある、歳入で見れば、74ページの基金積立金1,864万6,000円もありますけど、そこで前年度繰越金の総計額と合計、基金の現在高、これについてお尋ねをしたい。それが第2点目。

3点目は、一般会計のほうですけど、一つは先ほど出ていた浜勝浦川の河川のヘドロ浚渫の関係ですが、浚渫については結構なんだが、緊急避難的にはそれで済むんだけれども、あの浜勝浦川というのは、下床がずぶずぶなんです。言ってみれば、川の底がない。小川とかそういうものだったらまだしも、あれだけの河川の場合に、下床がないというのは、しかも都市下水路的な機能を果たしている中で、いつの日か、近い将来、下床にコンクリートを流して、下床を整備する、川底を整備するということが、ぜひ必要だろうというふうに思うんだが、今すぐどうのこうじゃないけれども、その点についてお考えをお聞かせ願いたい。

先ほども出ていた地デジテレビの関係ですが、テレビが見えなくなるのは2年後でしょう、デジタルにしなきゃ見えなくなるのがね。そうすると、今の時点で全部総取っかえするんだね、新しいテレビに買いかえる。見えなくなる時点で、ブースターつければ見えるということもある。あえて、そういう2年先の話を現時点で、さっき出てたね。100何台って出てたね。それを総取っかえするという考え方は、どういう考え方のもとでそういうふうになったのかですね。

私は、テレビ、この際、新しくなったほうが私もいいと思いますよ。しかし、まだ猶予期間2年ある中で、これは緊急対策のお金をもらえるから、今この際、それで使ってやったほうがいいと、こういうことの考え方だと思うんだが、念のためにその点をお聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ご指摘の現政府と新政権の誕生での異なるような政策の展開があってはならないと。この件につきましては、全国知事会においても、また、市長会においても、新政府に申し入れると、新しい政権にですね。そういうふうな現在の手はずにはなっております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。国民健康保険特別会計にかかわります平成20年度の繰越金といたしましては、1億2,552万3,204円でございます。なお、今回の補正等、考慮いたし

ますと、繰越金は現在、6,924万5,204円となります。

また、平成20年度末の財調につきましては、1億5,878万233円でございます。また、当初予算等の計上等を考慮いたしますと、現在、7,878万233円となっております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護保険の関係でございますけれども、繰越金、歳入歳出差し引きますと3,346万3,812円でございます。この繰越金につきましては国庫負担金等返還金及び基金積立金の財源でございます。

準備基金の今現在の元金でございますけれども、4,099万5,608円でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。一般会計のほうの繰り越しの関係でございますが、今回上程しております平成20年度決算で実質収支として2億7,798万7,000円が平成21年度に繰り越されるわけでございます。このうち当初予算に6,000万円計上してございますので、また6月補正予算に1,060万5,000円、今回、9月補正予算に2,668万1,000円、純繰り越しを計上してございますので、したがって、残り1億8,070万1,000円ということになります。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 浜勝浦川浚渫の関係でございますけど、私もこの浜勝浦川にかかわって、実は10年ほどずうっといろんなところの課でやってきておまして、現在、この浜勝浦川を管理する担当課になっております。そういう中で、今回、この浚渫の中でもヘドロを取るという事業をなぜ入れたかといいますと、私自身も浜勝浦川の中は歩いております。三、四度入って、その中で足がずぼずぼ入って埋まりそうになったことが1回あって、今、議員ご指摘のとおり、下床がない河川だろうということで、今回はこのヘドロだけを取り除いて、岩自体は残ります。ですから、それを初めてやりますので、それをやった後に、この川がどういう状況なのかというのを整理いたしまして、今言われるような下床が必要であれば、そのような対応もしなきゃいけないということでございますので、いずれにしろ、今回の浚渫ではヘドロのみを取った上で整地をします。その後の状況において、また対応を考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。地デジテレビ購入の関係であります。現在のアナログテレビの発信停止が平成23年、2011年の7月24日の予定となっております。現時点で考えますと、2年足らずの状況となっております。

なお、交付金の使途につきまして、先般、総務省より公共施設における地デジテレビの購入も対応が可能だという通知をいただいております中、基本的に公共施設全体のテレビにつきまして地デジ化を図ろうというものでございます。

ご質問のとおり、地デジを受信するためには地上波デジタルテレビを購入すること、もしくは、今のアナログテレビに地上波デジタルチューナーを接続して見る場合というふうに選択肢はあるわけですが、既存のテレビにつきましては、設置年次がさまざまではあると思いますが、全般的に老朽化傾向もあると思います。今後の維持管理等も含め、総合的に配慮した中で、ほとんどのテレビにつきまして、今回、地デジ化を図ろうという提案でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 市長答弁なんですけど、政権が変われば政策が変わるのは当たり前で、今、市長は政策変わっちゃ困ると言ったんだけど、政策が変わるのが自然じゃないですか。それはそれでいいですよ。

ただ、全国市長会とか知事とか何とかって言ったって、それはそれで申し入れがあるかもしれないけれども、現にこうやって多くの自治体が、あるいは市町村は議会に入って補正予算やりますよ。そういう中で、その財源が、恐らく大丈夫だろうという前提に立ってどこの市町村もやってるんだけど、しかし、そうは言ったって、そうじゃない場合もあるという極めて不安定な財源ですよ。私、議員、長年やらせてもらってるけど、まずこういうことは余りなかった、経験上。

そういう中で、たまに空財源なんていうのがあるんだけど、そういう中で、緊急に、少なくとももう自治体が既に計画し、手当てして始まってきている、しかも議会にかけているものについては、これは理屈抜きで、無条件で資源、原資を担保するという与野党の合意が即、ここ数日の間に発せられないとまずいんじゃないかと、私は思うんです。そういう意味で緊急性があるわけですから、その点についてどんどんもっと上級機関に対して、力を合わせて意見を出してもらいたい。

それから、だてや酔狂で国会議員になったわけじゃないんですから、幸いにも勝浦から2人も国会議員が出て、近くの一宮からも国会議員が出たわけですから、そういうところへどんどん意見を出して、新しく国会議員になった方も、そういう点では自治体の財政を十分把握しているだろうから、町会議員上がりとかいろいろいるわけだから、どんどんそういう意見を伝えて、今言ったような趣旨で、与党だ野党だと言ってないで、少なくともその点については確保しろというようなことを言ってもらいたい。

この中身見たって、金が来るから、この際、やっちゃえよなんて無駄な話は全然ないじゃないですか。ただ、テレビ、2年後に買ってもいいのを2年前に前倒して買っちゃうと。ごく厳密に細かく言えば、2年後でいいじゃないかよということになるんだろうけど、だけど、そのときに市単のお金で買えるお金ありませんから、この際、買ったほうがいいに違いないんだけど、そういうことを、動いているというけど、せっかくなった国会議員をどんどん活用して、使うべきだ。以上です。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

---

午後 1時00分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今回の補正は、ご指摘のとおり、市民生活に必要な項目ばかりを各課から出して、それをみんなでふるいにかけて、そして計上したものでございます。したがって、この補正ができなくなるということは、市民生活に不安を与え、基礎自治体の各市町村にも大きな混乱を招く結果になるわけです。ただいま議員のご指摘のこともる理解するところであります。したがって、私もその責任者として、その意思を何らかの行動で示していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務常任委員会へ、議案第37号ないし議案第39号、以上3件は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

---

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第40号ないし議案第45号、以上6件を一括議題といたします。

本案は、いずれも決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 直接、今示された議案ではなくて申しわけないんですけど、お許しいただきたいんですが、初めて今回、財政健全化法に基づく市長並びに監査委員からの報告、意見書がありましたので、それについて何点か伺いたい。よろしく願います。

まず、市長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告、資金不足比率の報告、以上2点の報告がありました。

この中で、第1点は、健全化判断比率の状況で平成20年度分なんですが、早期健全化基準は15.00%というふうになっていまして、これは基準ですね。財政再生基準は20%、こうなっているわけですが、特に財政再生基準というのは深刻な財政破綻寸前の話だから勝浦市とは直接ありませんが、早期健全化基準の15%というのは、健全化法ではその程度によって11.25%から15%、こういう枠内でいくんだということが、たしか言われていたと記憶しているんです。

それはしかし、財政規模その他で決まってくるわけで、勝浦市の場合、15%の基準に当てはまる市の財政規模かどうか、それはどういう基準になっておるのか。つまり、11.25%から15%というのはどういう規模を言うのか。これははっきり言って、質問というよりも教えてもらいたいということですね。

それと同じように、連結実質赤字比率というのが基準が20%になっているんだけど、これも16.25%から20%の間で設定してるんだということに、たしか財政健全化法ではなっているというふうに記憶しているんだが、その辺についての説明もお願いしたいということです。

2点目は、資金不足関係のほうは、確かにこのとおりだと思うんだが、ただ、財政健全化法の判断比率等の対象なんですけれども、実質公債費比率の対象としては、一部事務組合とか広域連合が財政健全化法で入るわけですね。そうしますと、勝浦市の場合、広域市町村圏事務組合は一部事務組合とは違うのかどうか、解釈としてね。南房総広域水道企業団はある種一部事務組合じゃないかなと、あるいは夷隅郡市広域市町村圏事務組合も。そういうふうにならないかどうか疑問を持ってるんだけど、その辺の判断は勝浦市としては、実質公債費比率を算出する場合にこれらを包含してやるべきなのか、それは入れる必要はないのか、その辺の解釈上の問題、どう解釈しているのか、これについてお尋ねしておきたい。

将来負担比率もそうなんですけど、法では地方公社とか第三セクター、こういうものも包含す

ると、こうなってるわけですけど、第三セクターと言えば、勝浦海中公園センターは三セクですよ、県と市と漁業組合ですから。そうすると、これも包含しての将来負担比率を算出していくのかどうか。あるいは入れなくていいのか。その根拠は何だと。この辺のところを、これもどっちかと言えば、教えてもらいたいというところですね。

次に、監査委員の関係で、代表監査委員がないからきょうはよしておきますけど、もちろん執行部は認識してるんだが、この辺のところは後で監査委員会でもう監査がされてるかという点について、今のすぐの回答でなくていいですから、つまり、監査委員も今までと違って、従前は一般会計と特別会計と自治体出資法人の監査、これがやられていたんだけど、健全化法施行後は決算統計である普通会計が審査の対象になると、こうなってるわけですね。そうすると、今までは監査委員会では、決算統計である普通会計は審査してないわけです。その辺がさっき報告があったんだけど、監査委員会の意見書が2つ出てきてるんだが、これについてはそこまで踏み込んで監査が行われたのかどうかという点について、これは後日でもいいですから、機会を見て報告してもらいたい。

そこで質問の最後なんですけど、おとといの一般質問で財政問題も出てましたけれども、勝浦市が平成17年10月に勝浦市財政健全化計画なるものをつくったんですね。そういう中で、1つは、市税収入と歳出総額の乖離は平成16年度には53億9,500万円にも上っちゃったと、こういうことを言ってるわけですね。そういう中で、赤字要素、つまり実質単年度収支は、平成13年度以降、連続した赤字となって、平成16年度は3億900万円も実質単年度収支が赤字になっちゃってきていて、これは深刻だと、こういう状況も述べているわけですね。これは平成17年度ですから、17、18、19、20、21と5年目を迎えてるんだけど、この平成17年度につくった財政健全化計画によって勝浦市の財政の健全化を図ろうと、このようにしてきていたわけだと思うんですが、そういう中で平成20年度の今度の提起された決算を見てみると、依然として地方税の税収と支出の乖離というものは、平成16年ほどはないけれども、引き続きあるというような中で、私は平成20年度の決算を踏まえて、平成17年に分析したこのことが、そうは言っても平成16年度ほど乖離は、決算状況によればなくなってきているんだが、この方向は順次、改善の方向に向かってきているという見通しに、この平成20年度の決算を踏まえて見通しを立てるのか、その辺について財政的な見通しでお答えをいただきたい。それが1つ。

次に、この健全化計画を立てたときの勝浦市の標準財政規模は45億円というふうに設定したんですね。それは何で言えるかという、標準財政規模の20%、本市の場合は9億円を累積赤字が超えるに至るんだと、このままずっとやっていけば。そうすると、20%で9億円だから、10%は4億5,000万円。その10%を100%に直せば45億円ですから、標準財政規模を45億円と設定して、すべての財政分析と今後の見通しを立てた。

ところが、今回の報告によれば、標準財政規模を49億円何がしに見てるんじゃないですか。49億2,200万8,000円が本市の平成20年度の標準財政規模だ、こういうふうに見て、そこで市長は健全化判断比率の報告をしてるわけですから、ここに5年の間に45億円と49億2,200万円と4億2,200万円の開きが出てきてるわけです。この辺はどう見るのかということですね。標準財政規模がこの辺に4億2,200万円も、要するに規模がふえたと。このことは何を意味するのか。これはすべての指標の分母になりますから、いろんな実質収支の。そうすると、パーセンテージが下がりますから、つまり、健全ですよという方向に近づくわけですね。分母が小さければ右のほうに、

危ないよ危ないよという方向に計算上そうなると思うんですけど、その辺のところを、平成20年度の時点で、なぜというのもおかしいけども、この推移ですね。標準財政規模が45億円から49億2,200万円というふうになってきた推移についてご説明をいただきたい。

そういう中で、来年で総合計画が終わるわけですから、再来年から新しい勝浦市のまちづくり計画が始まるんだけど、これをつくって、それを基礎にして勝浦市の発展方向を見出していくんだけど、それと同時に、この標準財政規模もこういうふうになってきているし、税収も5年前とは変わってきてるし、人件費などもデータ上見ると結構削減されてきている、いろいろ、あらゆる面で取り巻く経済状況も変わってきてる中で、平成17年10月につくった勝浦市財政健全化計画をもう一回見直して、今の時点で立ってそれをつくるということが、ぜひ必要だろうと。財政の側面から勝浦市のまちづくりの見直しをやっていく上で。総合計画と財政健全化計画といますか、これは一体不二の関係で、どっちが欠けてもまちづくり計画は進んでいかないと私は思うんだが、そういう点で今の時点で通用していくような、そういう財政分析と財政計画はぜひ必要だろうと思うんだが、その点についてどういう見解を持っているのか。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えをいたします。まず、1点目の財政健全化法の関係の数値の関係でございますが、1つ目に早期健全化基準、これは財政規模に応じて11.25%から15%、あるいは連結実質赤字比率についても16.25%から20%という基準がございますけれども、これにつきましては標準財政規模が50億円までの団体については、おのおの実質赤字比率であれば15%、連結実質赤字比率では20%ということで、あとは段階的に財源規模が大きくなれば、その数値が下がっていくというようなことでございます。

実質公債費比率、あるいは将来負担比率等についての他会計あるいは一部事務組合等、どういものが算入されるのかというお話でございますけれども、まず実質公債費比率につきましては、水道事業会計、これは地方債の償還の財源に充てたと認められる他会計に対する繰入金もこの中には算入をされる。また、同様に一部事務組合等、これは具体的には夷隅広域市町村圏事務組合、あるいは南房総広域水道企業団、こういうものについても算入をされるということでございます。

また、公債費に準ずる債務負担行為、開発協会に関する債務負担行為についてもこの中には算入をした上で計算をされるということでございます。

また同様に、実質公債費比率につきましても、ただいま申し上げました水道企業、南房総広域水道企業団、夷隅広域、開発協会、これらのものにつきましても算入をし、計算がされるということでございます。

財政健全化計画、これはあくまでも平成17年当時に、この法律とは全く別個のものとして市が独自につくった勝浦市財政健全化計画、平成17年10月のものがございますけれども、その中で当時、見積もった歳入の部分と実質的に決算との乖離が生じております。平成17年度に歳入として見込んだものが1億8,500万円ございましたけれども、結果的には決算で3億2,400万円、あるいは平成18年度では歳入として見込んでおったものが4,500万円に対して、決算では2億3,600万円、さらには平成19年度については赤字の2億1,500万円という見込みで、それに対応策という形で取り組み額ということで1億7,900万円、逆に歳入をふやそうというようなもので進めておりましたけれども、結果的には決算額が1億8,500万円、また平成20年度におきましても、このままいくと1億9,100万円減少するという見込みで計画を策定し、取り組み額とすると逆に1億9,100万円ふ

やそうという計画になっておりますが、結果的に決算は3億300万円、同様に平成21年度決算におきましても、当初3億300万円ほど減少するという見込みの中でありましたけれども、実質的に決算的には歳入面では1億8,300万円ふえた。このようなことで、当初の計画に対し、その後、実際の決算ベースでは収入がふえたということになりました。したがって、そういう計画で見込んだものと、実質的な決算での乖離が生じたということです。いい意味で決算的によかったということにはなるわけです。

ただ、その点ともう一点が標準財政規模の関係でございますが、標準財政規模については、この平成17年10月に財政健全化計画策定をいたしましたけれども、その直前の年度が平成16年になりますけれども、そのときの標準財政規模が約45億2,200万円と、そういうことで、そういう前提のもとに組んでおりました。その後、平成17年度が46億1,500万円、平成18年度が45億7,100万円、平成19年度が45億9,000万円、大体45億円程度ということできておりました。これは三位一体改革による影響だというふうに私のほうは分析をしております。

ただ、平成20年度につきましては、ある程度、地方に対する支援的な視点が加わったということで、標準財政規模、49億2,200万円という形で増加をしている。これが一過性のものなのか、今後また継続してなされるものなのか、現時点では全くわかりませんが、数値的にはそういう状況でございます。

財政健全化計画の関係も平成17年10月に策定をした。年数も相当たつておるので見直しをとというようなご指摘でございますけれども、既に4年を経過しております、実際、見直しの時期に来ているという認識は持っております。ただ、新しい政権が来週にも発足をするという中で、地方行政、あるいは地方財政、こういうものに対して具体的なものが見えない中で、現時点では難しいと思います。したがって、時間はかかるかもしれませんが、そういう新しい政権の地方に対する財源の担保であるとか、そういう個々のものをきちっと検証した上で、改めて見直しをと思っております。ただ、そのちょうど同じような時期に新総合計画の財政見通しとほぼ歩調を合わせるような形になってしまう可能性もありますので、その辺は今後、十分、国のほうの施策の内容、あるいは総合計画のほうの財政計画との整合性をとりながら検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 大体わかりました。簡単なほうで一つ言うと、さっき平成17年に立てた財政健全化計画では、平成13年度からずっと実質単年度収支が赤字だ、こういうふうに言っていましたね。平成20年度の決算で言うと、実質収支は歳入歳出、相残りが2億7,798万7,000円ですから、実質収支はこうだと。実質単年度収支でこうだというふうな理解でいいのか。さっきの答弁でこのことが言われていたけれども、実質単年度収支がどうなのかということが一つ。

もう一つは、今、財政課長が語る言われたように、私もすぐつくれとか何とか言ってるんじゃない。だから、総合計画がたまたま再来年度からつくって発足するわけだから、ある意味、計画と財政計画は車の両輪だろうと。そういう意味で、ぜひそっちのほうも、専門家だからその辺はぬかりなくやるのはわかってますけど、ぜひそれも重点を置いて、特に財政健全化計画で言えば、今度は執行部もそうなんだけど、連結決算ですから、そうすると、今言われたように南房総広域水道企業団、夷隅広域もあるし、ある意味、運命共同体なんですよ。だから、監査委員会だって、もちろんそこまで踏み込まなければいけないわけだ。新たに普通会計まで踏み込んで決算見るわ

けだから。いわんや議会の決算委員会だって、あるいはふだんの議会だって、そこまで広域水道や、あるいは広域市町村圏、今までもそこまで描きながら我々同僚議員もみんな論議していたけれども、よりリアルに、もっとその辺のところの見通しとか、特に広域水道なんか、下手すれば大赤字になってきちゃうわけですから、そういうところを踏まえて我々は議会としてもやっていかなければならないので、今までと違った、ある意味、非常に大変な責任と任務といいますか、責任が議会にも背負わされてきていけると、私はこの財政健全化法が施行されて、そういうふうな認識に立っているわけです。

そういう点で、繰り返しになりますが、できるだけ早く新たな勝浦市のそういう健全化も踏まえて、計画をぜひ立ててもらいたいと思うんですが、その点、再度、お願いします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。先ほど平成20年度決算で実質収支を申し上げたところでございますが、2億7,798万7,000円というふうに申し上げました。単年度収支でいいますと、黒字の9,283万5,000円になります。積立金が2億256万2,000円、平成20年度積み立ていたしましたので、実質単年度収支は2億9,539万7,000円になります。

財政健全化計画の関係でございますけれども、私どもこれまでも財政健全化計画については適宜見直すというようなスタンスで来ておりますし、私もそのように考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、今、地方財政関係が当面見えないような状況もございますので、そういうものがクリアできればしたいと思います。ただ、総合計画との関連もありますので、その辺、先ほどと同じになってしまいますけれども、次期の総合計画との整合性を図りながら、財政健全化計画等についても改めて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 特にこの議案についてどうのというよりも、今、児安議員と財政当局とのやりとりの中で、事実と違うんで、確認の意味で改めて質問したいと思います。

平成20年3月の議会で、平成17年の2005と財政健全化計画は今、大きく乖離してるじゃないかと。確かにこの計画を立てたときには、平成16年の小泉内閣の三位一体の改革の中で、このまま推移すれば財政再建団体に転落することも現実のものとしてとらえなければならないという危機感のもとに財政健全化計画が立てられた。しかし、その後、余りのひどさに向こうが手直したのか、予想したような状況ではなくなって、そういう当時の見通しとは若干ずれが出てきている。だから、若干ずれてきているから、この財政健全化計画、財政見通しも見直さなきゃならないんじゃないか。見直した上で、第4次実施計画の中できちっとした財政見通し、方針を立てていくべきだということで質問をしました。

そのときの市長の答弁は、見直しの必要性を認めて、第4次実施計画を策定する中で財政見通しも含めて見直しを行っていくんだと、こういうふうに述べた。

ところが第4次実施計画が出てきたときには、見直しなんか全然行われていないんです。行われていないまま、第4次実施計画が出てきて、その財政の見通しも平成17年のものを全く手直ししないまま別のものが出てきた。平成17年のものを手直ししないまま出てきて、しかも第4次実施計画の中で何で言っているかという、平成17年に策定した財政健全化計画、財政見通しに従って第4次計画を遂行していくんだと、こういうふうの実施計画の中で述べてるんじゃないですか。そうすると、今見直しが問題になっているけれども、今、これから見直します。そんな話じ

やなくて、第4次実施計画を立てるときに、既に平成17年に策定したものはもうずれているんだから、見直しますと市長答弁で言ってるんだよ。尊重して第4次実施計画を策定する中で見直していくと言ってるんだよ。ところが、何も見直しもしないまま第4次実施計画では、平成17年の財政見通しと財政計画に従ってやっていくというんだ。どうなんですか、これ。こういう中で立てられた第4次実施計画の財政見通しというのは何なのですか。今になって財政見通しをする。そうすると、今までの議論は何なんですか。私の記憶が間違いだったら訂正していただきたい。間違いでなかったら、行政当局はみずから答弁した中身について、どのような見解を持っているのか明らかにしていただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。その前に改めて資料見ましたら、先ほどの児安議員の答弁に歳入というふうに申し上げたんですけども、歳入歳出の差し引き額の計画と実際の決算ということですので、その辺は訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

それとただいまの見直しの関係ですけれども、過去にもそういう第4次実施計画に向けて見直しの作業に入ってるやに聞いております。ただ、先ほど言ったように、計画は相当、歳入歳出が減ると。特に収入が減るとか、財政的に非常に厳しいという中で見込んでいましたけれども、結果とすると、事務事業の実施の精査とか、事務の優先度だとか、あるいは予算執行上、大分精査をした結果、計画よりも上回る歳入歳出になったということで、その中で第4次実施計画の中にもある程度、そういう効果があらわれて、そういうものを踏まえて第4次実施計画が策定できたんではなかろうかと私は思っております。ただ、今後も計画をつくったからには、ローリングという意味もありますので、絶えず見直しは必要だということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 議案第40号、一般会計歳入歳出決算について、2点ほどお伺いいたします。まず第1点は、昨日来、新聞等、報道機関をにぎわしておりますけれども、千葉県の関係で、予算のことについて不正な経理が行われたということでございますけれども、県は県として、まさか本市においてそんなことはないと思っておりますけれども、念のために伺いたい。要するに、こういう問題を受けて、直ちに市としてそういうチェックをする考えがあるのかどうか、その辺をお伺いしたい。

第2点目は、いたって具体的な問題で恐縮ですが、この決算書の中に県の事業として、それを受けて、本市が地元負担金ということで支出している項目がございます。農林水産業費、土木費が主だと思うんですが、まずこれを市が負担する根拠、これは何なのか、これを伺いたい。また、その負担割合はどうなっておるのか。その辺をまずお伺いしたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私のほうから今回の県のほうの不適切な財政といいますか、経理の問題に絡んでですが、私的な考えかもしれませんが、基本的には我々にしてみれば、指導的な立場にある県であるような事件を起こすことは非常に遺憾に思いますし、残念に思う次第でございます。

本市におきましても、順番といたしまして、昨日、予算の執行の適正化についてということで私の名前で徹底した事務処理についての通知をいたしました。そこでご質問の今後調査というこ

とでございますけれども、基本的には何かの方法でそのような調査をしてみたいというふうに考えております。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） それでは、農林水産業費の中の県事業の負担金について申し上げます。負担金の根拠と負担の率ということですが、まず1点は農業費のほうで市野川地区で行われておりましたふるさと水と土ふれあい事業、これは地元負担、市が10%と地元市野川区が5%ですが、これにつきましては地方財政法第27条の規定によりまして、県が市町村に対しまして負担金を取ると、市が同意をして払うものであります。地方財政法第27条の規定によって負担しているということです。

それと勝浦漁港の整備事業につきましても、これは地元負担、県営事業として国が50%、県が40%、地元が10%負担です。この10%のうち漁協が60%、市が40%となっております。これにつきましても、地方財政法の第27条の規定によって負担割合が決まって、うちのほうで払うということでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 決算の中で今、ご指摘のありました地元負担金の関係でございますが、都市建設課関連では土木費の分担金がございます。決算書のほうでは、昨年度の急傾斜地崩壊対策事業費分担金として58万8,750円が計上されておりますが、これにつきましても、ただいま農林水産課長から説明があったとおり、これについては市の分担金徴収条例に基づいて、これを支出しているものです。事業費の20%について分担金ということになっておりまして、さらにこれにつきましては地元負担金というのがございまして、市の負担金の15%、この金額を受益者負担金として受益者のほうから負担をしていただいているということでございます。すべて法、もしくは市条例等に基づいての額でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） まず1点目の不正経理の問題については、至急、内部調査といいますか、そういうものをお願いしたいと思います。それは要望しておきます。

2点目の県の事業に対する負担金ですが、確かに市町村に負担させることができることになっておるけれども、負担割合については、そこまでは地財法ではうたっていない。その根拠ですね。15%とか20%とだれが決めたのか、どこでそれが決められたのか、その根拠ですね。それを教えていただきたい。

それと、例えば道路関係の工事について、どのような工事がその対象になるのか。すべての県事業が対象になるとは限らないと思うんですが、どのような場合の工事が対象になるのか、それを伺いたい。

もう一点は、当然、市からこの辺やってほしい、あの辺やってほしいと要望して、それにこたえて県が応じて工事すると思うんですが、その辺から始まって、県のほうでそれを採択して、県が設計、契約、執行、完成検査、支払いとやると思うんですが、その辺の一連の流れ、最終的に県のほうからこれだけかかったから、このうちの15%とか20%負担してくれと来ると思うんですね。その辺の内訳、明細、証拠書類といいますか、そういったものが添付されてくるのかどうか。と申しますのは、昨年来、橋下大阪府知事が最初に言い出して、これは国直轄事業ですが、それに対して都道府県に一定の負担を課している。それはおかしいじゃないか。国が全部負担す

べきじゃないか、そういうことを問題提起したんですね。それに対して、それまでの全国の知事は何も言わなかった。ところが、橋下知事がそう言い出したものですから、そうだそうだということで、この話が盛り上がってきている。全国知事会として政府のほうに、国土交通省にそれを申し入れた。一部、その辺が受け入れられて緩和されたように聞いておりますけれども、そういうことがありますので、今度は市町村も県に対して不合理な点があると思われれば、その辺の負担を廃止するように、そういう働きかけをすべきじゃないかというふうに思うんですね。そういう観点から今お聞きしてるわけです。ということで、ご答弁をお願いします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。まず1点目の財政法による負担割合、どのように定められているかということですが、財政法では確かに議員おっしゃるとおり負担率は定めておりません。したがって、県のほうから市に対しまして、この負担割合でいいかどうか協議がまいります。それによって15%なら15%、10%なら10%で市も承諾をして、その負担割合を払っているという状況でございます。

どのような工事が対象となるのかということですが、市野川地先につきましては、今までの議会でもご存じのように、ダムのでき工事とか、細かな工事内容が示されて、それに対する事業費の地元15%のうち市が10%、市野川は5%の負担金を出すと。勝浦漁港の場合につきましては、平成20年度ですと、先ほど午前中の話に出ましたみなと団地の前から荷捌き場までの舗装の修繕工事、それと一部、水揚げ場の舗装の打ちかえをやっておりますけれども、これにつきましては、そういった工事に使いますということで、内訳が示されております。中に事務費というのがありますけれども、事務費につきましては内容までは示されていないのが現状でございます。

事業につきましては、もちろん市のほうが要望し、また漁業協同組合が要望して実施されるものです。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 負担率の関係ですが、これにつきましては急傾斜地法により決定をされてきます。道路や病院や公的な機関がそのものにかかわる場合は10%、その他のものについては20%の負担ということは、これは法律で決まるということになっております。実際に起こった場合につきましては、まず地元から県のほうに要望を出します。その要望に基づいて、県のほうが事業決定をされた後に、内容を精査した上で指定がされます。それに基づいて事業を行うわけですが、最終的な負担については地財法第27条によって負担金が明示されるということになっております。

また、さらに、先ほども申しましたが、地元負担金はこれらの法律に基づいて、市の条例並びに要項でその率を決めてございます。さらに、この事業の内容、積算の内訳については、全体的には工事費、附帯工事費、また測量試験費の3点の構成になってこういう事業費が組まれております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 最後になりますけれども、その負担割合については、その都度、その事業をやるたびに、県がこのくらいでどうですか、そういう話じゃないと思います。県は県で一定の基準というのがあるはずで。それに基づいて請求といいますか、働きかけがあるはずで。そのときの担当者によって率が変わるなんてことはあり得ない。その辺の根拠をはっきり相手に示さ

せて、県の条例なり、規則なり、そういったものがあるはずですので、それに基づいて要求してくる。

その金額についても、設計金額、実際に契約して完成して、精算措置までされると思うんですが、その辺の内訳、内容、そういったものを県のほうが示さないで、ただ言いなりに、15%だけ負担しろと。それで納めるというのはいかがなものかと思うんです。橋下知事が問題にしていたのは、国もただ負担1割とか2割とか、そういうふうに金額だけ示して、その工事の具体的な内訳も示さないで、しかも増額要求なんかしても、内訳を示さなかった。それを真に受けて、はい、そうですかと出すのもおかしい話です。それなりの要求するのであれば、それなりの根拠を示してもらって、支出すべきです、それが適正な会計処理じゃないか。そういうことで、これは答弁は要りません。要望ですね。県に対してその旨を徹底していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号ないし議案第45号、以上6件の決算認定については、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬洋男議員、忍足邦昭議員、黒川民雄議員、児安利之議員、末吉定夫議員、土屋 元議員、八代一雄議員、以上7人の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、会期との関係から閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

---

#### 請願・陳情の委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたからご報告いたします。

---

## 休 会 の 件

○議長（高橋秀男君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月12日から9月16日までの5日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、9月12日から9月16日までの5日間、休会することに決しました。

---

## 散 会

○議長（高橋秀男君） 9月17日は午後1時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時55分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第35号～議案第45号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第3号、陳情第1号の委員会付託
1. 休会の件